

5章 誘導施設

5章 誘導施設

ポイント

- ☞ 3つの拠点市街地（本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅周辺）を核とした都市機能誘導区域において誘導施設を定め、都市機能の維持・誘導を図ります。
- ☞ 日常生活に必要な公共公益や医療、福祉、子育て、商業等に係る都市機能を基本に、各拠点の基本方針に基づく都市機能を誘導施設に設定します。

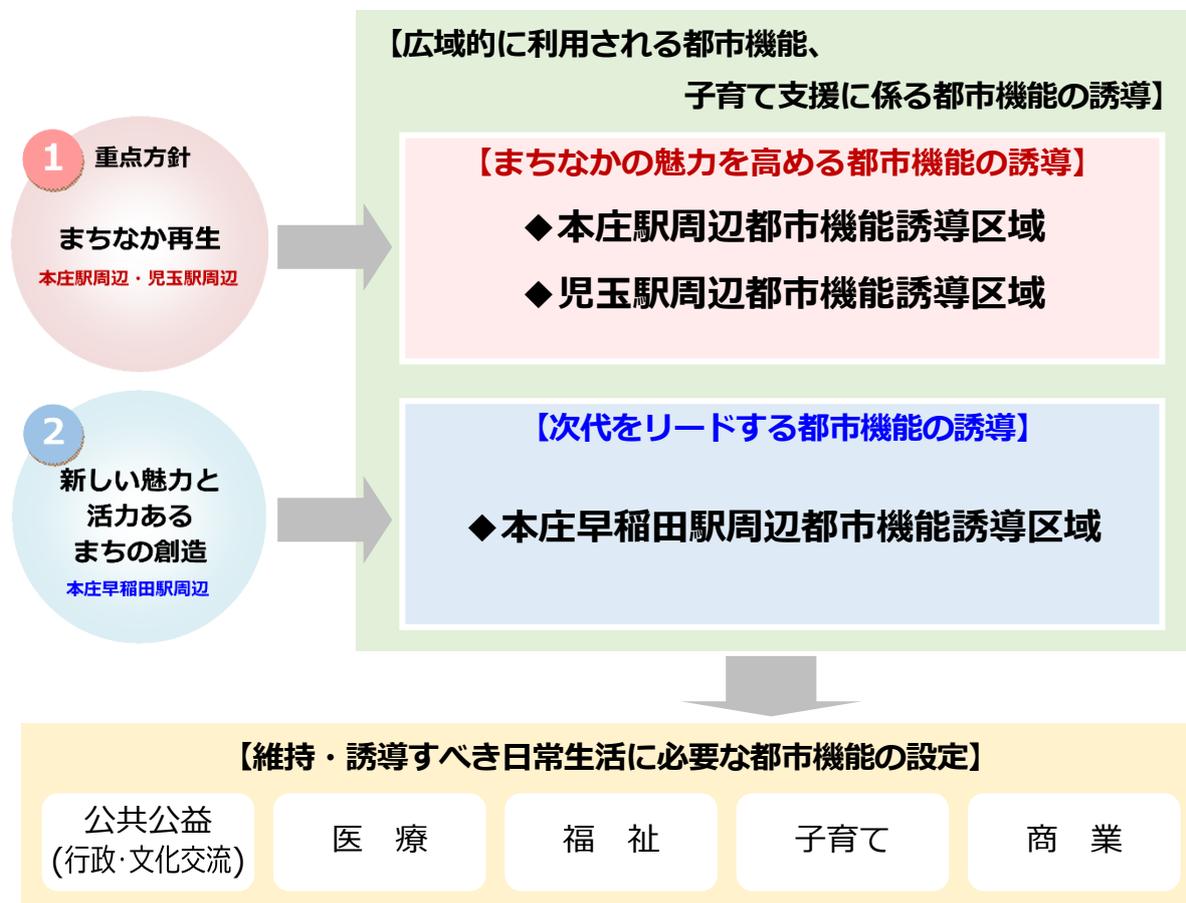
1. 基本的な考え方

誘導施設は、前章の都市機能誘導区域の位置づけに沿い、日常生活に必要な公共公益（行政・文化交流）や医療、福祉、子育て、商業等に係る都市機能を基本に検討し、維持・誘導すべき都市機能を位置づけます。

本庄駅及び児玉駅周辺都市機能誘導区域には「まちなかの魅力を高める都市機能」を、本庄早稲田駅周辺都市機能誘導区域には「次代をリードする都市機能」を誘導施設として位置づけます。

3拠点共通の誘導施設として、拠点の生活圏や影響範囲を踏まえた「広域的に利用される都市機能」を、また、まちなか居住や居住促進を図るうえで子育て環境の充実を図る必要があることから「子育て支援に係る都市機能」を位置づけます。

■ 誘導を図る都市機能の考え方



2. 誘導施設の設定

1) 公共公益機能

行政サービスの窓口機能及び交流機能は、市民生活に重要な役割を果たすものであり、広域的に利用され、市民の交流や賑わいを生み出す機能であることから、本庄駅周辺に立地する「本庄市役所」、「市民活動交流センター（はにぽんプラザ）」、児玉駅周辺に立地する「アスピアこだま」をまちなかの魅力を高める都市機能として誘導施設に設定します。

健康増進機能は、本庄早稲田駅周辺の「保健センター」が市民の健康づくりを推進する拠点施設となっていることから、次代をリードする都市機能として誘導施設に設定します。

■ 誘導施設の設定

区分		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
まちなかの 魅力を高める 都市機能	窓口機能	●	●	—
	交流機能	●	●	—
次代をリード する都市機能	健康増進機能	—	—	●

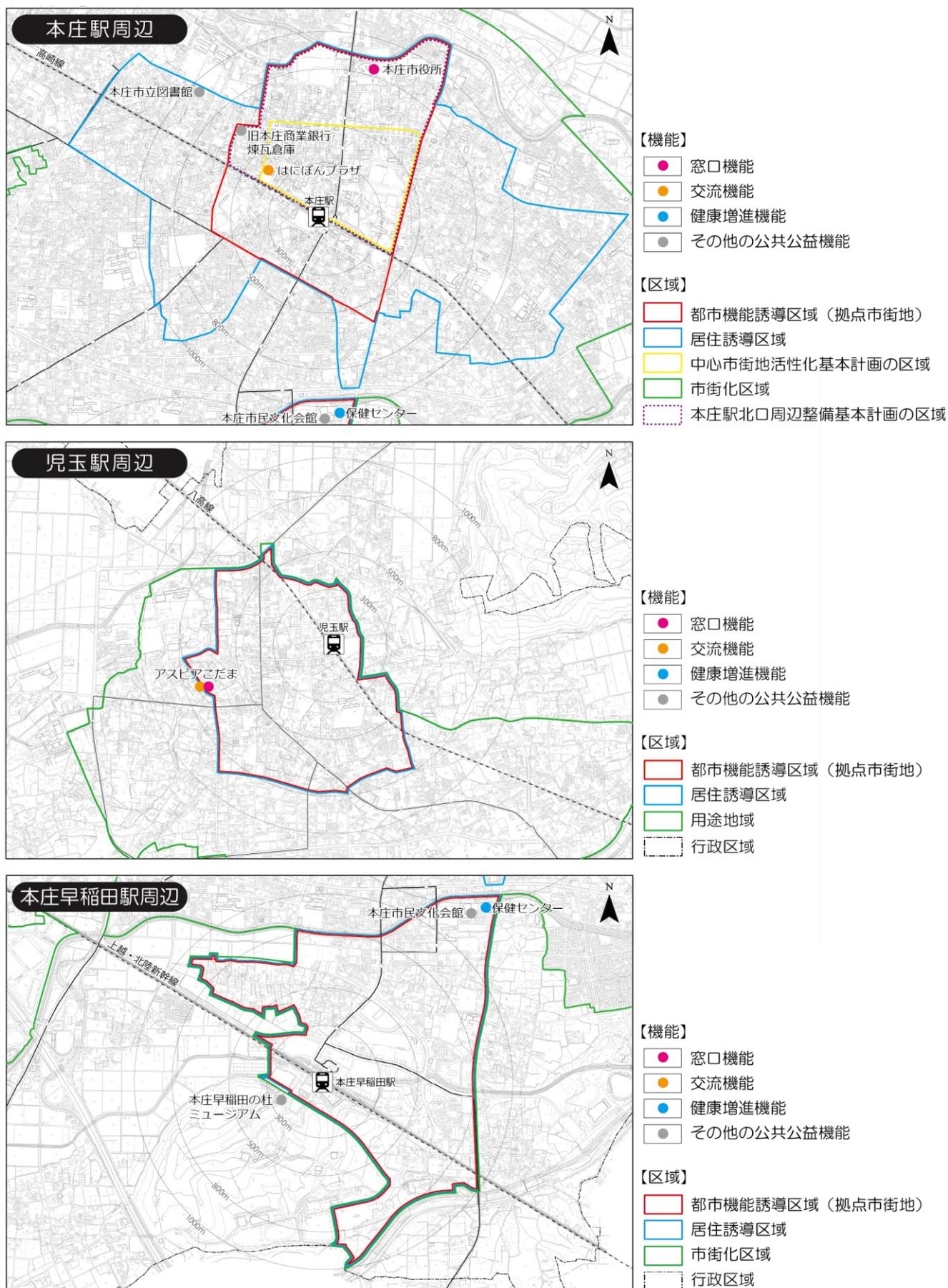
【凡例（誘導施設）】

- 今後も区域内に立地することが望ましく、機能の持続的な維持・確保を図る
- ◎新たに立地誘導を図る

■ 誘導施設の定義（公共公益機能）

区分	誘導施設	定義
窓口機能 交流機能	本庄市役所	地方自治法第4条第1項に規定する市役所
	アスピアこだま	地方自治法第155条第1項に規定する総合支所・交流機能を有する複合施設
	市民活動交流センター （はにぽんプラザ）	本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例第1条に規定する市民活動交流センター
健康増進機能	保健センター	地域保健法第18条第1項に規定する保健センター

■ 公共公益機能の立地状況



2) 医療機能

医療機能は、高齢化が進展するなかで引き続きその機能を維持・確保することが求められる機能です。

一定の病床数を有する基幹的な医療機能は、広域的に利用される施設であることから、3駅周辺に位置する「病院（20床以上）」を誘導施設に設定し、今後も都市機能誘導区域内において当該機能の持続的な維持・確保を図ります。

子育てに係る医療機能（小児科、産科）は、拠点周辺において立地が少ない状況です。まちなか再生及び活力ある拠点形成に向けては、若い世代の居住促進が喫緊の課題であり、子育て環境の向上を図る施設として、「診療所（小児科、産科）」を誘導施設に設定します。特に、本庄早稲田駅周辺の子育てに係る医療機能は、小児科2施設のみであり、今後も人口増加が想定される当該区域においては、維持のみならず、新たに都市機能誘導区域内への立地誘導を図ります。

その他、日常的に利用される身近な診療所（内科、外科）は、市民の生活利便性を踏まえ、都市機能誘導区域のみならず、市街地に広く分布し、住まいから身近な範囲で利用できることが望ましいことから、誘導施設には設定しないものとします。なお、診療所（内科、外科）は、市街化区域・用途地域内において概ね徒歩圏内で利用できる範囲に立地しています。

■ 誘導施設の設定

区分		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
広域的に利用される都市機能	基幹的な医療機能	●	●	●
	子育てに係る医療機能（小児科）	●	●	●
子育て支援に係る都市機能	子育てに係る医療機能（産科）	◎	◎	◎

【凡例（誘導施設）】

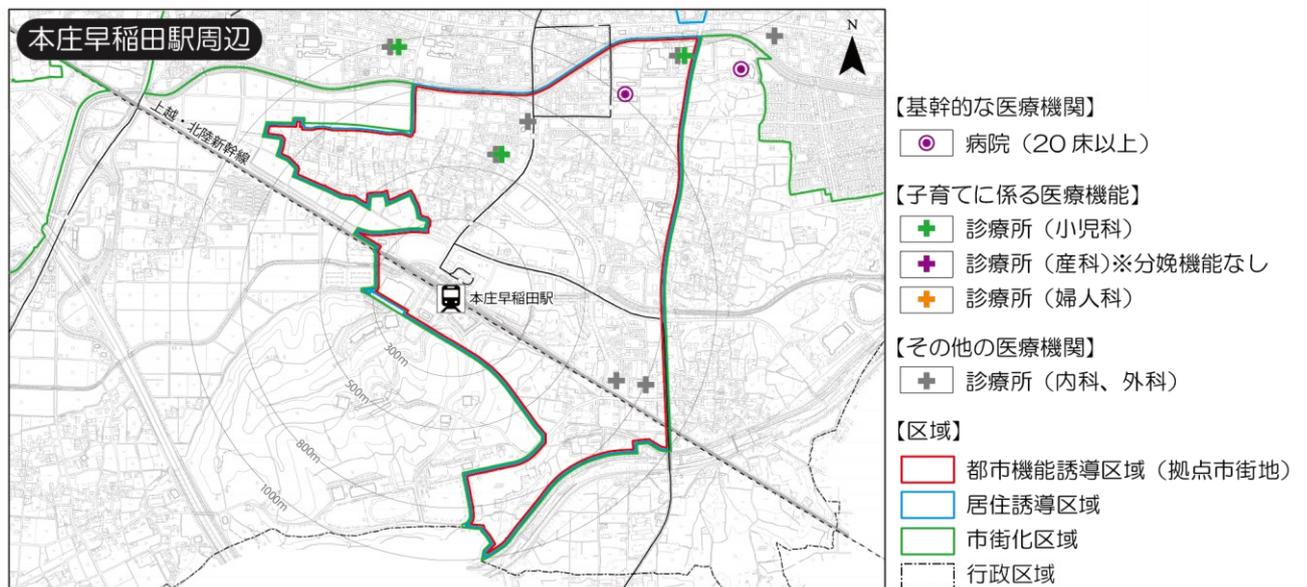
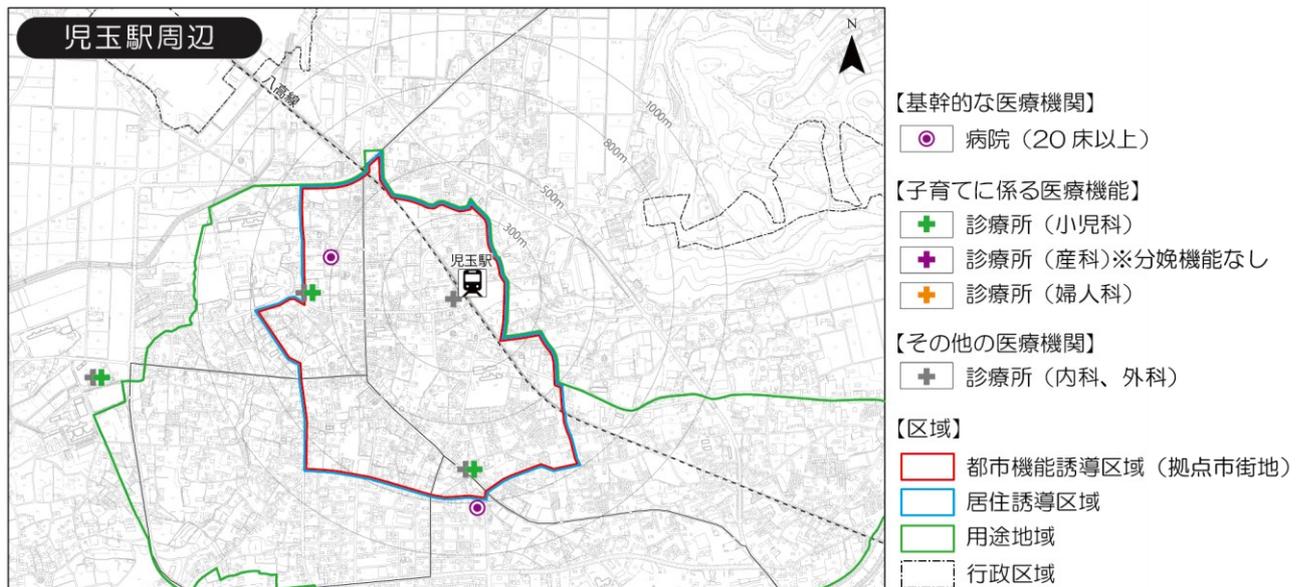
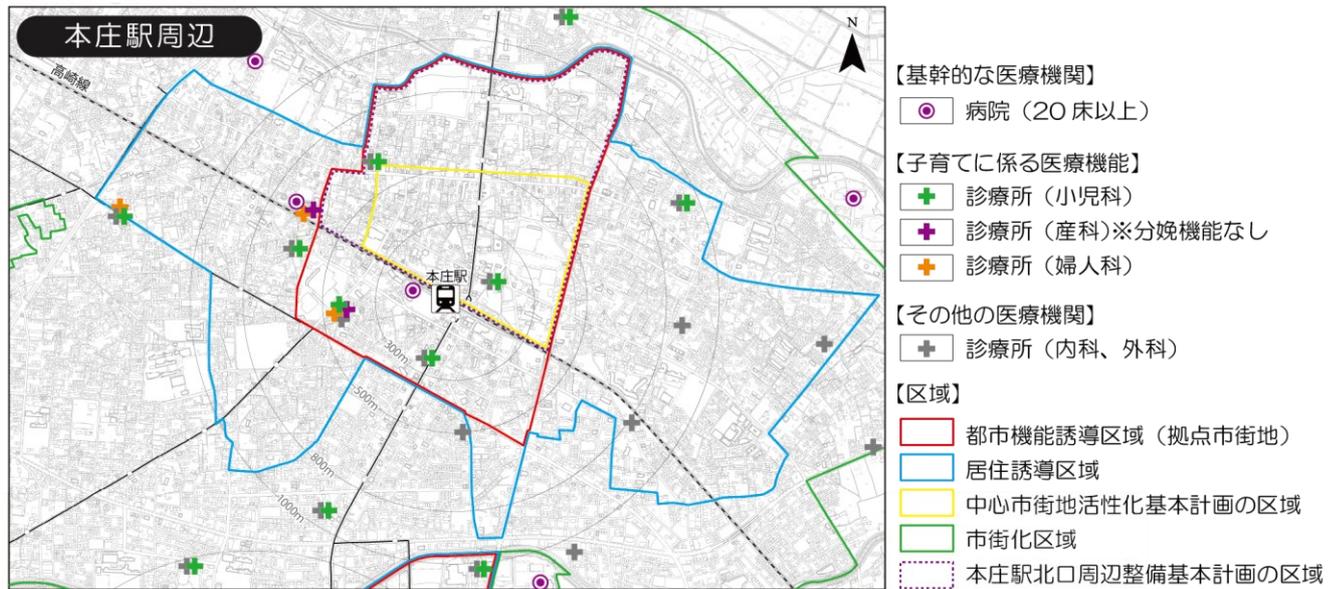
●今後も区域内に立地することが望ましく、機能の持続的な維持・確保を図る

◎新たに立地誘導を図る

■ 誘導施設の定義

区分	誘導施設	定義
基幹的な医療機能	病院 （20床以上）	医療法第1条の5第1項に規定する病院
子育てに係る医療機能	診療所 （小児科・産科）	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、小児科または産科（分娩機能を有するもの）の医療を行う診療所

■ 医療機能の立地状況



3) 福祉機能

福祉機能は、本市の高齢者（65歳以上）人口割合が令和22年に40%と推計されるなかで必要性が高まる機能です。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に欠かせない施設として、「地域包括支援センター」を誘導施設に設定します。地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターから概ね30分以内に必要な医療・介護等のサービスが提供される日常生活圏域（中学校区）を単位として想定していることから、日常生活圏域とのバランスを考慮し、アクセス利便性の高い都市機能誘導区域内への立地誘導を図ります。

その他、日常的に利用される高齢者通所介護施設は、高齢者の生活利便性を踏まえ、都市機能誘導区域のみならず、市街地に広く分布し、住まいから身近な範囲で利用できることが望ましいことから、誘導施設には設定しないものとします。なお、高齢者通所介護施設は、市街化区域・用途地域内において概ね徒歩圏内で利用できる範囲に立地しています。

■ 誘導施設の設定

区分		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
広域的に利用される機能	地域包括ケアシステムの構築に必要な機能	●	◎	◎

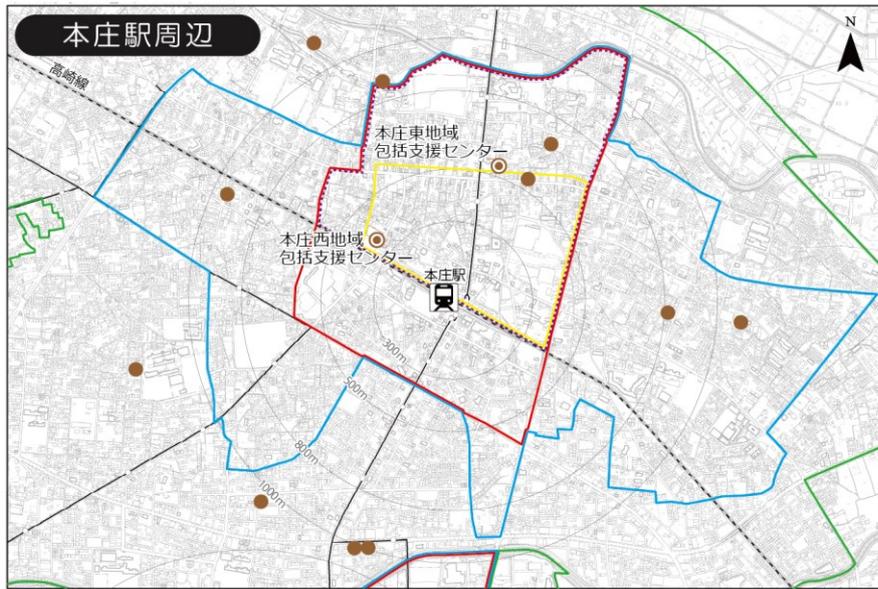
【凡例（誘導施設）】

- 今後も区域内に立地することが望ましく、機能の持続的な維持・確保を図る
- ◎新たに立地誘導を図る（居住誘導区域や日常生活圏域とのバランスを考慮したうえで立地誘導を図る）

■ 誘導施設の定義

区分	誘導施設	定義
地域包括ケアシステムの構築に必要な機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第2項に規定する地域包括支援センター

■ 福祉機能の立地状況



【地域包括ケアシステムの構築に必要な機能】

● 地域包括支援センター

【その他の福祉機能】

● 高齢者通所介護施設

【区域】

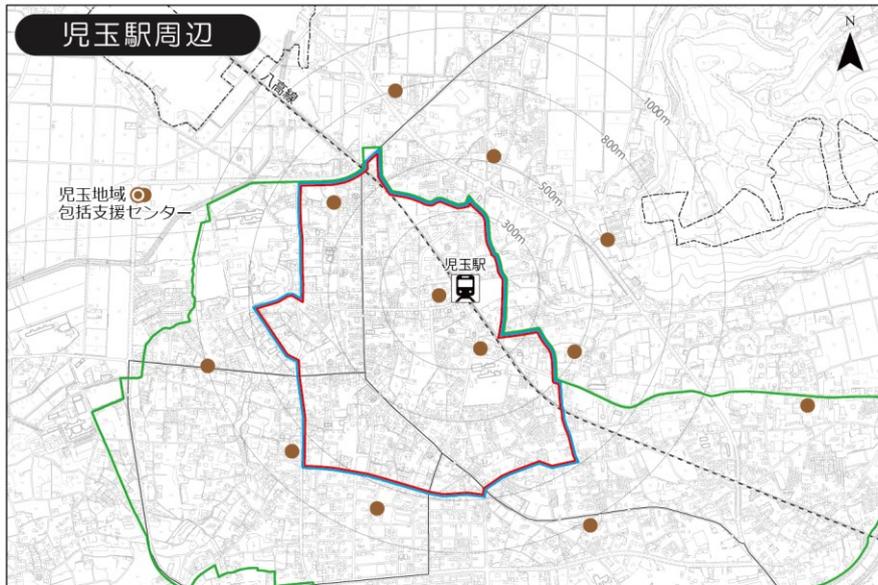
都市機能誘導区域（拠点市街地）

居住誘導区域

中心市街地活性化基本計画の区域

市街化区域

本庄駅北口周辺整備基本計画の区域



【地域包括ケアシステムの構築に必要な機能】

● 地域包括支援センター

【その他の福祉機能】

● 高齢者通所介護施設

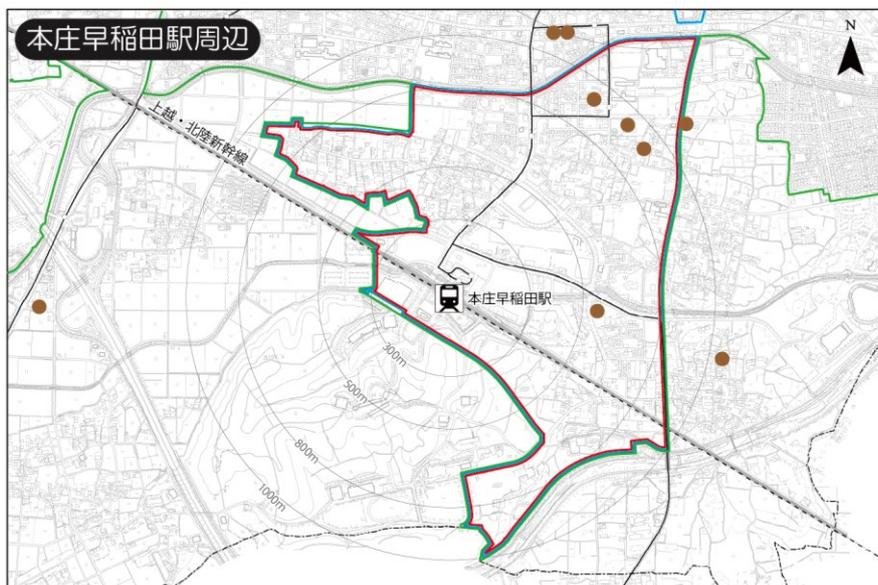
【区域】

都市機能誘導区域（拠点市街地）

居住誘導区域

用途地域

行政区域



【地域包括ケアシステムの構築に必要な機能】

● 地域包括支援センター

【その他の福祉機能】

● 高齢者通所介護施設

【区域】

都市機能誘導区域（拠点市街地）

居住誘導区域

市街化区域

行政区域

4) 子育て支援機能

子育て支援機能は、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素であり、子育て世代の居住促進に必要な機能として、「保育所」等を誘導施設に設定します。特に、本庄早稲田駅周辺は、若い世代の人口流入が進んでいる一方、当該機能が立地していないため、都市機能誘導区域内への新たな立地誘導を図ります。

小学校等の義務教育施設は、児童・生徒の安全性や地域コミュニティの維持等を踏まえ、都市機能誘導区域のみならず、小学校区等を基本に各地域に計画的に配置することが望ましいことから、誘導施設には設定しないものとします。

■ 誘導施設の設定

区分		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
子育て支援に係る都市機能	保育機能	●	●	◎

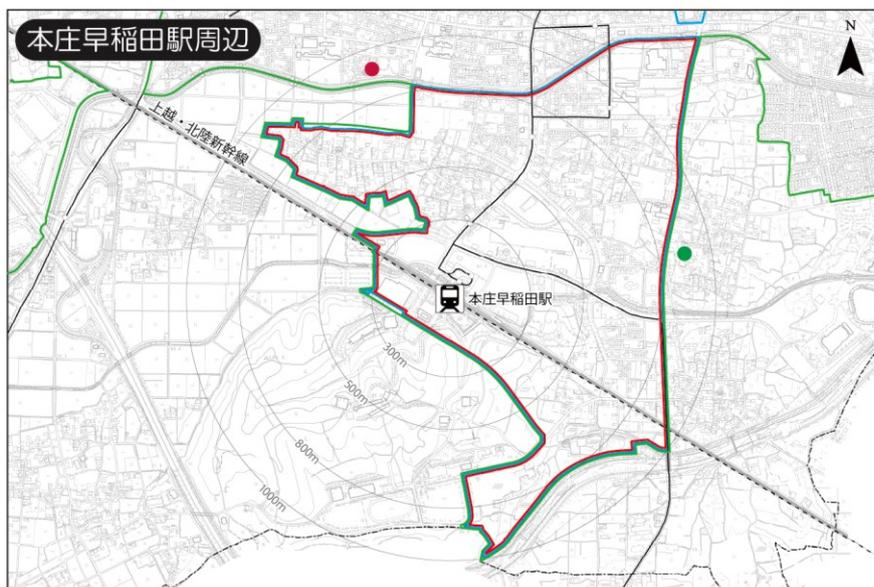
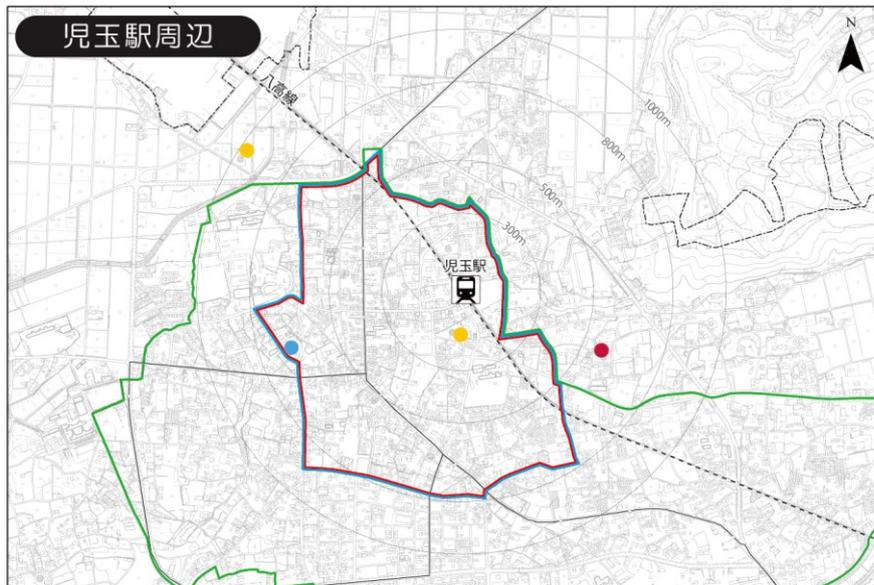
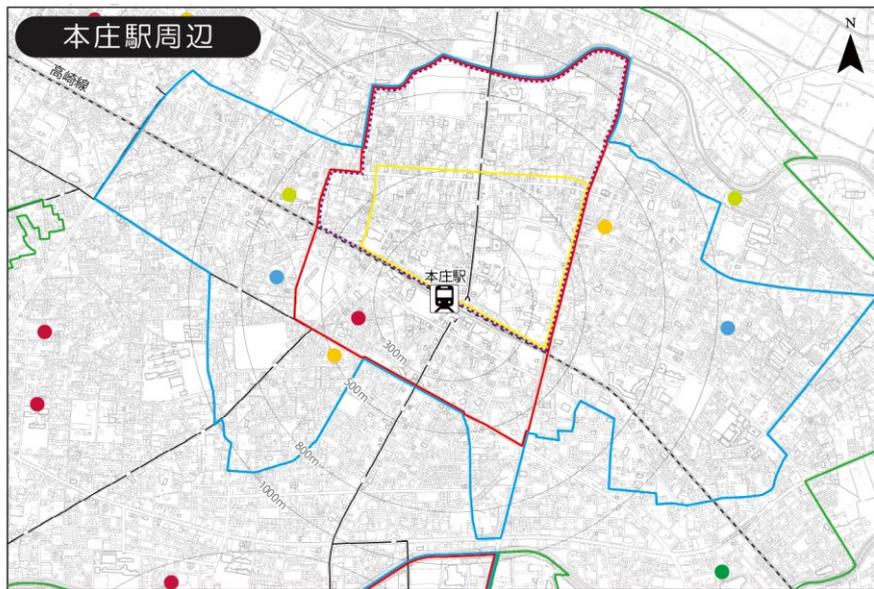
【凡例（誘導施設）】

- 今後も区域内に立地することが望ましく、機能の持続的な維持・確保を図る
- ◎新たに立地誘導を図る

■ 誘導施設の定義

区分	誘導施設	定義
保育機能	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	児童福祉法第39条の2第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	地域型保育施設	児童福祉法第6条の3第9、10、12項に規定する事業を行う施設

■子育て支援機能の立地状況



5) 商業機能

広域的な商業機能は、市内外の様々な世代に利用され、まちの活力や賑わいを生み出す機能です。本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅周辺に位置する「大規模商業施設」を誘導施設に設定し、今後も都市機能誘導区域内において当該機能の持続的な維持・確保を図ります。

その他、日常的に利用される最寄り商業機能（小規模スーパーやコンビニエンスストア、金融機関等）は、市民の生活利便性を踏まえ、都市機能誘導区域のみならず、市街地に広く分布し、住まいから身近な範囲で利用できることが望ましいことから、誘導施設には設定しないものとします。なお、これらの施設は、市街化区域・用途地域内において概ね徒歩圏内で利用できる範囲に立地しています。

■ 誘導施設の設定

区分		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
広域的に利用される機能	広域的商業機能	●	●	●
まちなかの魅力を高める都市機能				

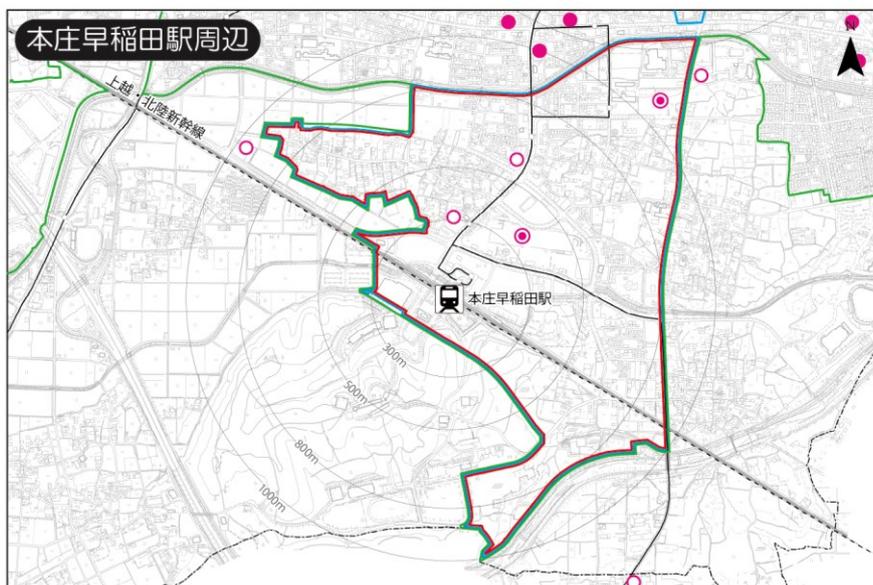
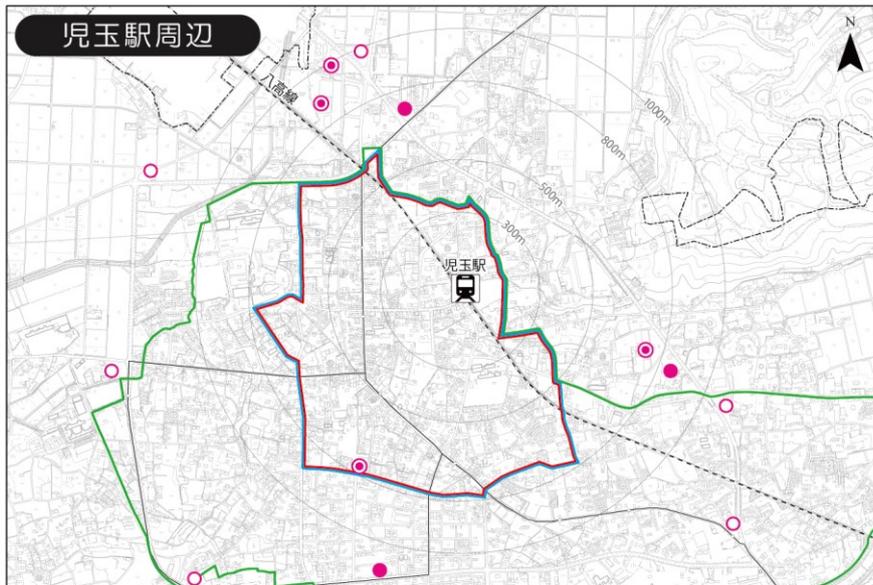
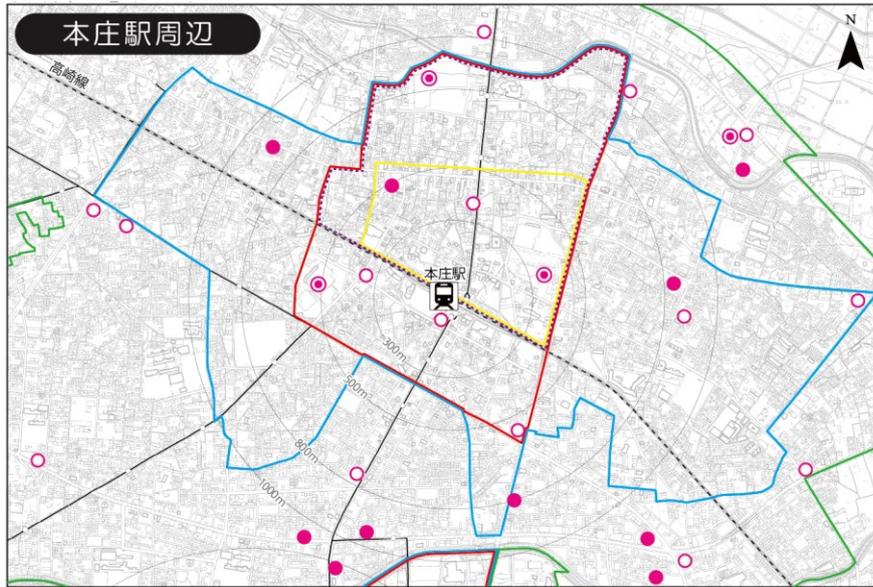
【凡例（誘導施設）】

- 今後も区域内に立地することが望ましく、機能の持続的な維持・確保を図る
- ◎新たに立地誘導を図る

■ 誘導施設の定義

区分	誘導施設	定義
広域的商業機能	大規模商業施設	食品及び日用品等を扱う施設のうち、店舗面積1,000㎡以上の商業施設

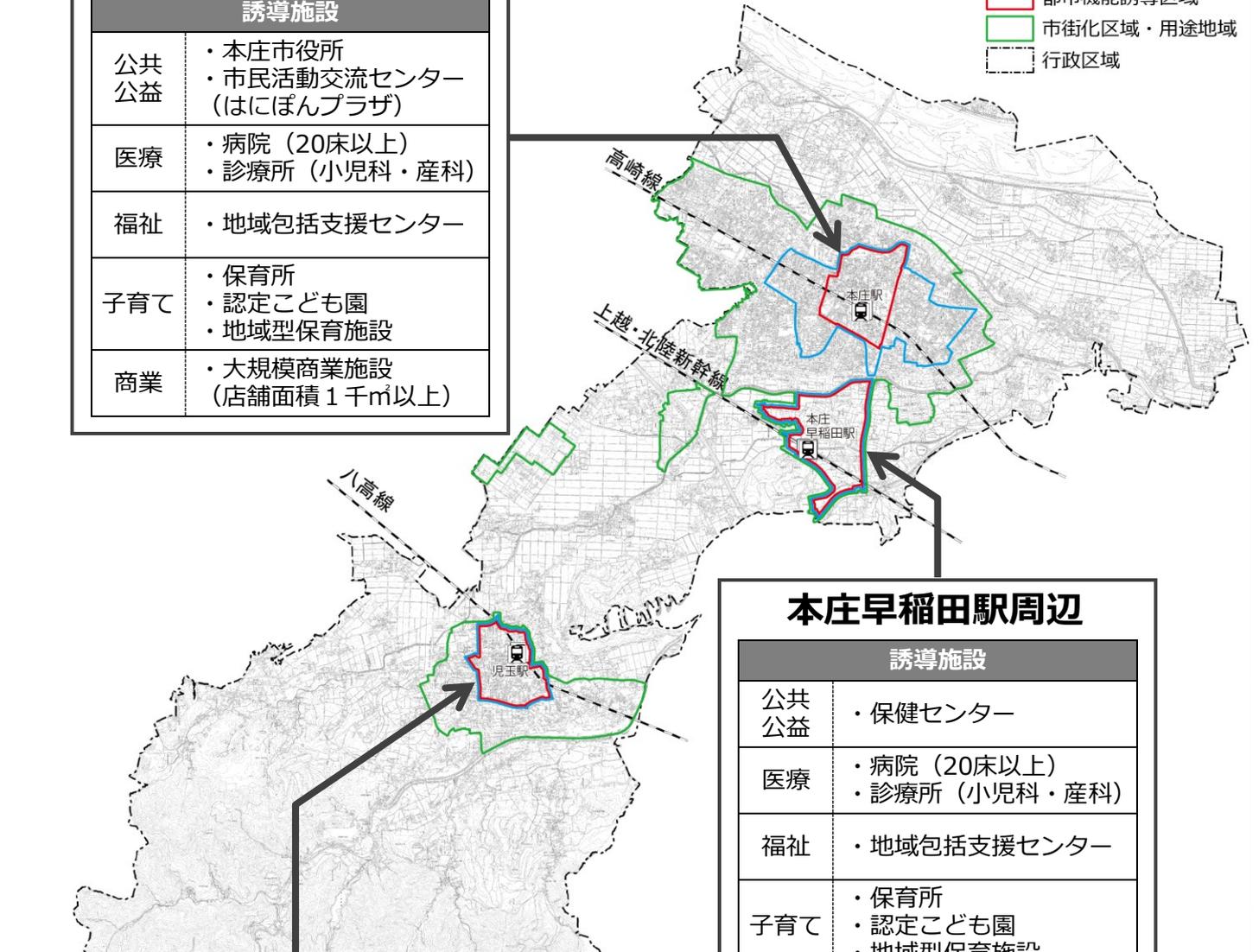
■ 商業機能の立地状況



■居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

本庄駅周辺	
誘導施設	
公共 公益	・本庄市役所 ・市民活動交流センター (はにぼんプラザ)
医療	・病院 (20床以上) ・診療所 (小児科・産科)
福祉	・地域包括支援センター
子育て	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設
商業	・大規模商業施設 (店舗面積 1 千㎡以上)

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 市街化区域・用途地域
- 行政区域



本庄早稲田駅周辺	
誘導施設	
公共 公益	・保健センター
医療	・病院 (20床以上) ・診療所 (小児科・産科)
福祉	・地域包括支援センター
子育て	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設
商業	・大規模商業施設 (店舗面積 1 千㎡以上)

児玉駅周辺	
誘導施設	
公共 公益	・児玉総合支所 (アスピアこだま)
医療	・病院 (20床以上) ・診療所 (小児科・産科)
福祉	・地域包括支援センター
子育て	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設
商業	・大規模商業施設 (店舗面積 1 千㎡以上)